

前回に続き今回も議長以外の13名が一般質問を行った。八尾春雄議員は後期高齢者を集団健診・特定保健指導から排除している問題、近鉄五位堂駅前の安全対策、教員に長時間労働是正の問題等について質問した。

○13番（八尾春雄君） 13番、八尾春雄でございます。

質問に入ります前に、5月10日だったと思うんですが、家に帰ったら、さわやかホールから書留が届いておって、再配達の依頼をしたと女房を言うもんですから、「あんた何か悪いことをしたんか」と言うものですから、何かなと思って届いた書類を開けてみますと、介護保険の被保険者証でございます。5月7日、私、65回目の誕生日をめでたく迎えて、高齢者の仲間入りをいたしております。私も高齢者のためを思って政治を進めなアカンということでこれまでやってきたんですけども、これからはそれに加えて、みずからの要求として高齢者を大事にする、こういうことも発言をしてみたいなど。そんな話をしたら、横から副町長が実は私は4月20日に65歳になりましたということございまして、私も副町長も高齢者の仲間入りをしましたので、議員各位、あるいは職員各位におかれても、ぜひ年寄り扱いしていただいて、敬老精神で大事にしてくださいなど、こう思っているわけでございます。ただし、この2人はなかなか元気な年寄りでございますから、冒頭申し上げる第一の質問では、ちょっとポイントがずれます。

早速質問に入ります。今回は4点質問をしたいと思います。

国民健康保険被保険者と後期高齢者医療の被保険者の健康診断の比較についてでございます。

毎年健康診断を受診して早目の対応をとることがいかなる病気においても鉄則となっているが、「75歳を画期として健康診断の手法が異なることに憤りを覚える」との住民の声に接した。

①町からの案内方法は書面・電話のいずれか。頻度はどれほどか。

②平成27年度・28年度・29年度の受診比率はどのように変化したか。

③健康診断メニューに違いはあるのか。その理由は何か。

④診断後のケアはどのように実施しているのか、それともしないのか。

⑤集団健診か個別健診か。一日でがん検診などと一緒に健診が受けられるようにしてほしい。後期高齢者は国保にあきがあれば受診可能というのは納得できない。制度は異なっても住民への対応は同じにしてほしい。

⑥本人の費用負担はどれだけの差があるのか。

⑦その他、住民であれば、協会けんぽや組合健保など我が国の健康保険制度に対応した健診結果は最終的に広陵町で集約しているのか。また、これらの結果をどのように活用しているのか。

大きな2番目でございます。**空き家対策の進捗について。**

空き家問題の解決が言われて久しいが遅々として進んでいない印象がある。現在の進捗

状況について尋ねる。少なくとも住民の身体、財産に影響が出ないようにとりはかる必要がある。

①特定空き家の基準は定めたか。結論の出ているのは何か。

②町内の空き家の所有者は全て判明しているのか。

③固定資産税の納税はなされているのか。滞納額や率はどれほどか。

④崩壊・滅失の危険が迫っている建造物については最終的に代執行等の手法も使って解決を図る用意があるか。

⑤広陵北小学校西側の建造物前の道路は、旧広陵北保育園解体工事に伴って本年8月末まで通行止めとされている。この建造物についてどのように解決を図るつもりか。近隣からは「やむを得ない」との声とともにこれほど長期間生活道路を封鎖することに異論が出ている。

大きな3番目でございます。近鉄五位堂駅を安全で利用しやすい駅にするための第3回目でございます。

コスパ横からのスロープの修理が行われ「歩きやすくなった」と歓迎の声が出ている。しかし、雨天の際などに顕著だが、バス停留スペースに一般車両が進入してくることで接触事故寸前になったり、公共交通のダイヤが乱れることが心配される。香芝市の回答もそのようなものであったと前回答弁があった。

①一般車両使用スペースが決定的に不足している。ここを改善する方向を明確にしてもらいたい。

②時間帯を限定してコスパ角の交差点からの進入を制限することも一案だが、利用者の中で意見が分かれる問題であり、十分に話し合いの機会を設ける必要がある。少なくとも香芝市と広陵町の側から利用者意識を確認したり話し合ったりする仕組みづくりが必要ではないか。検討はされているのか。

③バスの待機場に（右折禁止）右折する一般車両もよく見かける。安全確保のための指導員が必要ではないか。

大きな4番目でございます。教員の長時間労働について。

教員の労働時間管理は学校長の任務とのことだが、前回慢性の早朝残業をしている身でそのような役割が果たせるのか疑問であるとの指摘を行った。

①労働時間管理で前回時点から何がどのように進んだのか。

②残業を命じたりあるいは残業の許可を得るために学校長はどのような実務を行っているのか。日々・週次・月次の個人別管理も行っているのか。

③そもそも仕事の量と質において残業しなくてもできるはずという管理が前提にならなければ本来的な労働時間管理とは言えない。これは誰がどのようにしているのか。「早く帰れ」と言うだけでは問題は解決しない。

④直行・直帰の管理はどのようにしているのか。

⑤公平委員会から残業時間管理の適正化を図るような指摘はこれまであったか。あれば

その内容はいかなるものか。ないなら公平委員会は実態把握をまずやるように申し入れてほしい。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀川季延君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答え申し上げます。

八尾議員は65歳になられましたが、私は、先月70歳になりまして、職員共済組合の高齢受給者証というのを持ちなさいと、医療機関の窓口には保険証とその2枚を出さないといけないということになりました。医療保険制度も非常にややこしい、なかなかわかりにくいところがあるかと思いますが、しっかりとPRに努めてまいりたいと思います。

まず1番目の国保被保険者と後期高齢者医療被保険者の健康診断の比較について御質問をいただきました。

まず一つ目の町からの案内方法でございますが、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者ともに毎年5月下旬に受診券を郵送させていただいております。国民健康保険被保険者の方には、平成26年度から国庫補助金を活用した電話や訪問による未受診者勧奨を実施しています。また、後期高齢者医療被保険者の方につきましては、全体的な勧奨は行っておりませんが、町内医療機関を受診の際に医療機関で健康診断の受診勧奨をいただいております。

二つ目の直近3年間の受診率でございますが、国民健康保険で平成27年度34.6%、平成28年度36.5%、平成29年度は現時点で39.0%、後期高齢者医療は平成27年度25.6%、平成28年度27.4%、平成29年度は現時点で27.4%となっております。

三つ目の健康診断の内容に違いがあるかとのことでございますが、国民健康保険の特定健診、後期高齢者医療保険の健康診断の内容、検査項目に違いはありません。

四つ目の診断後のケアでございますが、どちらも健診結果については町から送付してまいります。

国民健康保険被保険者につきましては、結果説明会の案内とともに、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善が必要な方には、生活習慣を見直すための特定保健指導、糖尿病予備群と思われる方には重症化予防事業、栄養面の改善が必要な方にはヘルスアップ教室などの各種教室を、個々の健診結果に応じて案内させていただいております。

後期高齢者医療被保険者については、受診された医療機関で健診結果の説明をいただいております。今後、町で実施しています介護予防教室なども活用したいと考えています。

五つ目に、集団健診か個別健診かとの御質問でございますが、国民健康保険被保険者は、かかりつけの医療機関での個別健診、または、年に6回実施しています集団健診の2種類の受診方法がございます。また、集団健診の際には、オプションでがん検診をセットして申し込みいただくことが可能となっております。後期高齢者医療被保険者は、かかりつけの

医療機関で医師の助言を受けておられる方の割合が高いことから、現時点ではがん検診のみ集団健診を実施させていただいております。

また、がん検診を実施している町内委託医療機関では、健康診査と胃・大腸がん検診について同時受診もしていただくことができます。後期高齢者医療被保険者につきましても、疾患の早期発見、早期治療そして介護予防につなげるため、健康診査の受診機会を拡充することは重要であることは認識しておりますので、医師会とも協議をさせていただきます。

六つ目の本人の費用負担はどれだけの差があるのかとの御質問ですが、本町では自己負担はいただいておりますので差異はございません。

七つ目の町民が受診した健診結果を広陵町で集約しているのかとの御質問ですが、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定により、保険者が特定健康診査と特定保健指導を行うとなっていることから、町以外の実施機関が行った健康診査の結果は、任意の提出がない限りいただいております。

2番目の空き家対策の進捗についての御質問でございます。

まず、特定空き家の判定基準につきましては、国のガイドラインが示されており、「倒壊等保安上の危険性」、「衛生上の有害性」、「景観への悪影響」、「生活環境の不適切性」の4点が示されており、その判断基準に沿って広陵町空き家等対策協議会において決定されることとなります。

ただ、本町では空き家実態調査や空き家所有者アンケート結果を活用し、早期に所有者等へのアプローチを実施しています。できるだけ自助努力による解決をお願いし、可能な範囲において支援をして解決してまいります。

二つ目の空き家の所有者を把握しているかにつきましては、まず空き家であるかどうかは水道の閉栓情報等に基づき、888件を対象に空き家実態調査を行い、空き家に該当する物件は206件あると判断しております。それ以外にも住民の皆様から寄せられます情報などをもとに現地調査などを行い把握に努めているところであります。空き家と判断された物件につきましては、必要に応じて固定資産税の所有者情報をもとに対処しているところでございます。

三つ目の固定資産税の納税につきましては、全体に関する調査は行っておりませんが、滞納が発生した場合は、内部協議を行います。

四つ目の代執行等の解決策についてのお尋ねですが、現時点では強制的な手法ではなく、話し合いによる協働関係を築くことによる穏やかな解決策を模索してまいりたいと思っております。

五つ目の広陵北小学校西側に接する空き家の対策につきましては、以前から状況を定期的に観察や調査を行っておりましたが、現状は、親族関係者が当該物件の解体を検討されているとのことであります。また、通行止めの件であります。広陵北かぐやこども園の園庭整備工事のため、地域の御理解を得て、8月12日まで通行止めとさせていただいております。もうしばらく御辛抱をお願いいたします。

3番目の近鉄五位堂駅を安全で利用しやすい駅にするためにという御質問でございます。

これまでもお答えしているとおおり、近鉄五位堂駅前ロータリーは、香芝市道でありますので、第一義的には香芝市において検討されるべきものと理解しております。かねてより、当ロータリーの混雑を香芝市側でも認識され、市内にある8カ所の駅のバリアフリー対策事業とともに改善策を検討されているところです。香芝市に確認したところ、五位堂駅前ロータリーの設計に当たっては、都市計画上、真美ヶ丘ニュータウンの人口規模や車両の流入範囲を十分考慮に入れ、流入車両の規模に合致したものとなっており、近年特に渋滞の原因となっているのは、列車利用のための駅への送迎ではなく、周辺の学習塾等への送迎車両が、長時間ロータリーに停車することが要因である可能性が高いとのことです。したがって、単純に一般車両用スペースをふやすだけでは解決し切れないとの認識のもと、並行してロータリー周辺事業者に対して送迎マナー向上の周知活動が行われているところです。駅前ロータリーの整備については、最も利用者の多いバスを初めとする公共交通機関の乗降客の安全確保の面からも慎重に進めるべきであることから、バスやタクシーの公共交通事業者、警察及び市による対策会議の場を設け、それぞれの立場からの議論や意見聴取を行っているとのことです。

また、安全確保のための指導員につきましては、混雑時間帯において奈良交通により、バス運行の安全確保のために警備員を配置し、交通整理が行われており、右折禁止箇所の違反につきましても、数多くの標識や注意喚起看板が設置されているところであります。香芝市とは今後も連携を密にし、新たな情報が入り次第報告させていただきます。

私からは以上でございます。4つ目は教育長がお答え申し上げます。

○議長（堀川季延君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの質問、教員の長時間労働についてに答えさせていただきます。

議員の御質問にあります前回時点からの進捗状況ですが、町職員と同様に水曜日を定時退庁日と設定し、学校長から午後6時までの退勤を勧めています。しかし、議員の御指摘のとおり、教職員の長時間労働については、そもそも仕事の量と質が大きく影響するものとなります。ただ、最近の社会の変動により、教育も大きく変わろうとしています。このことは、新学習指導要領の趣旨の中で、単に何を学ぶのかではなく、どのように学ぶのかを重視し、「主体的、対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニングを実施することとなり、教職員には正しく実践するために研修等の面で多大な御負担をかけているところが実情となっております。

また、「学校の組織的運営を行っていく上で、校長や副校長・教頭などが教職員の勤務の状況を把握することは、その当然の前提となるものであり、公立学校の教員を含む地方公務員には、労働基準法第32条などの労働時間に係る規制が適用されている以上、校長などは、部下である教職員の勤務時間外における業務の内容やその時間数を適正に把握するなど、適切に管理する責務を有している」としています。

これらのことから、学校長等の管理職には多大な御負担をかけているところです。

そこで、国としても全国の市町村教育委員会に対して、労働安全衛生管理体制等に関する調査を行っており、対応がおくれている市町村に対しては、個別ヒアリングを行うなど、早期に全ての市町村立学校で体制が整備できるよう取り組まれています。本町としまして、町が主体となって研修を計画・立案、実施することなどで、学校現場において、根本である仕事の量・質ともに一定の緩和ができるようにしているところです。

さらには、校長会などの機会を捉えて、教員の働き方改革について触れるとともに、自己管理による管理職への報告や管理職の目視による記録の徹底についても指示伝達しているところですが、現状の結果として、そもそも、このことに伴い管理職にかかる業務が膨大になることにもなります。

直行直帰の管理の現状としては、管理職への報告によるものとなっていますが、総じて、これらの解決策としては、国・県が推し進めています校務支援システムの導入の中に、教職員の出退勤管理が含まれており、管理職の手助けになるものと期待しているところです。

公平委員会からの残業時間管理の適正化に関する指摘があったか否かの質問もいただいておりますが、そういった指摘はありませんし、実態把握の申し入れについても、公平委員会の業務は、任命権者の任命権行使に関する事項、つまり職員の勤務条件の要求審査や不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決などとなることから、教職員の任命権者は奈良県でありますので、市町村の設置する当該委員会の権限の及ぶものではないと認識しています。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。それでは、順に伺ってまいります。

広報「こうりょう」のことしの4月号、5月号、6月号をここに持ってきてまいりました。その中に毎回必ずこの健康診査ですね、このことについての記事がございます。しっかり読めば、自分がどこに該当するのかがわかるわけであります。それで直接の相談がございましたのは、5月号でございました。ここには、国民健康保険の被保険者は、特定健康診査というものをやりまして、この健診項目は、後期高齢者医療保険の被保険者と健診項目は同じなんですけれども、出てきた結果について国民健康保険の場合は、特定保健指導というのが受けられるんですけども、後期高齢者の場合には、その記載がないんです。それでこれはおかしいというので、町がこれは平成25年4月1日に発表した国民健康保険の特定健康診査等実施計画書というのがありまして、その15ページのところに、もの見事に40歳から64歳までは積極的な支援を行う。65歳から74歳までは動機づけの支援を行うということを書いてあるんですけども、75歳以上の方については全く記載がないと。だから特定保健指導はやらないということが明確になっています。

それから集団健診も事実を認められたとおりに行っていないわけでありまして、後期高齢者の方々は、そこで考えてほしいんですけども、74歳までの方と、75歳以上の方を比

較した場合、体力がどっちがあるのかといたら、はっきりしているし、最近は車の免許証も高齢になったら危ないから返したほうがいいということで、自力で移動するのは難しい世代の人たちですね、後期高齢者ということになりましたら。そうすると、発想は反対でございまして、むしろ後期高齢者の皆さんには、集団健診をやりますので、1カ所で全部できますし、それからお体のことで結果についても分析をよくして、皆さんの心配事に応えるような保健指導をいたしますので、どうぞ受けてくださいというふうに言うのが私は筋道じゃないかと思うんですけれどもね。これを見たらわかるんですけれども、集団健診のところに斜線を引いているんですよ、なし、しない。特定保健指導、記載もない。こういうふうになっているんですよ。74歳までの方で集団健診を毎年受けておられて、数値に変動がないかどうかということ最低限いろんな数値を比較して見ていた人が、あなたもう75歳になったんですかと、後期高齢者医療制度のほうに移られたんですねと、ことしから集団健診は対象外なんですと、特定保健指導もありません、自分でやってくださいと、こういうことを言われたというんですよ。あきがあったらできるんですけどねと。皆さんだって大体わかるでしょ。御飯食えるときに、みんなで一緒に食べませんかと言われていて、あなただけ、残ったものがあつたら食べていいけど、残りものがなかったら関係ないわと、あんたよそへ行きなさいと、こういう対応を町がしたわけですよ、しているわけ。これ逆なんじゃないですか。どういう発想でこんなことになっているんですか。医療制度の母体が異なっても、こういう健康診査とかいうのは、やっぱりこれをきちんとやれば早目に、どの方がどういう病気をお持ちなのかと、早目早目にチェックをして、医療費の総額を減少させるという効果があるわけだから、もうちょっと丁寧にやってもらったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どないなってますか。誰が答弁してくれるんですか。

○議長（堀川季延君） 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長（林田哲男君） お答えさせていただきます。

まず特定健康診査というのは、町長の答弁にもありましたように、法律で決まっております。保険者がするということで、特定健康診査、そして特定保健指導ということになっております。後期高齢者につきましては、かかりつけの医者に行っておられる方々が多いということで、当時最初に制度が始まったときに、私はその当時担当させていただいておりました。そのときに、医師会の御意見も聞かせていただきました。そのときに、後期高齢者は病院へかかっている人が多いので、そこの先生に保健指導と健康診査をやってもらったら、それでいいのではないかというような御意見もいただきました。そういったところから集団健診につきましては、国保だけやらせていただいているということでございます。しかしながら、議員おっしゃるとおりに74歳から75歳になった途端にそのような事態になるというのは、やっぱりおかしいと私も思いますので、次年度からは後期高齢者につきましても、特定健診、あるいは近々開院されると思うんですが、寺戸か斉音寺のところに健診センターが建設されますので、そちらとも協定できるものなら協定を結ばせて

もらって、そちらのほうで健診を受けていただく、そういったことをまず医師会の先生とも相談させていただきながら、前向きに検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 前向きに検討するというのは、検討した結果がうまくいけばいいんですけれども、事態が打開できるかどうかは別の問題でございまして、部長の心意気はよくわかりました。

それで、医者の方のことだけ聞いて、そんな判断をするからですよ。私、常々この後期高齢者医療制度で、ことし予算審査のときに名前を挙げて申しわけないけれども、森田課長に食ってかかりまして、一体後期高齢者75歳以上の人のこういう問題について意見を代表するのを一体どこでどういうふうに聞いたんだということをいつも聞いてますけれども、発表する場がないんですよ。たまたま私のところに生活相談があつて、私も見落とししていたから今回しっかり見ましたけれども、そんなふうになったわけですね。だから、よほど丁寧に御意見を発掘するぐらいの発想がないといかんのじゃないかと。それからお医者さんはお医者さんの理屈で、患者さんの数が余り多過ぎてちょっと困るだろうし、いろんな都合があるから、被保険者本意の健康診査ということにするためにという前提に立つんだっただけですよ。医者の都合で物事を決めるということになると、これまた問題が起きるわけです。だから75歳以上の方々がこういう扱いをされているということはやっぱりおかしいと言われましたから趣旨は理解していただいたようですから、これはどこでどういうふうに検討されるのかよくわかりませんが、事はやっぱり大事なところなんですって。どんどんふえていきますからね、75歳以上の方が。それで私と山田議員が初当選したときには、この制度がスタートした、まさにそのときでございまして、あちこちの方からいろんなことを聞きましたけれども、戦争で青春を失ったと。そういう人たちが何で今どきこんな制度になるのかということを一生涯命言っておられたんですよ。だから制度は、厳密に言うと、私が言うべきことじゃないかもしれないけれども、県の広域連合がやっているんですな、後期高齢者の制度はね。町がやっているわけじゃないんよ。だから逆に言ったら、向こうに投げているわけだから、そこをどういうふう国民健康保険に加入しておられる被保険者の皆さんと、せめて同じ扱いにしてもらおうと思ったら、町がよほどしっかりと、そういう高齢者の方々の気持ちをきちんと聞いて、それで広域連合の職員さんとか偉いさんにちゃんと説得して話を通さなあかんわけですよ。全体がそういうふうにならなくても、広陵町ではこういう問題があつて、非常に不快な思いをしている、憤りを感じている人がいるということがはっきりわかったので何とかしたいと思っているんやということもちゃんと言っていたかなくてはいけないんですけれども、どういふふうにしますか、広域連合との関係では。

○議長（堀川季延君） 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長（林田哲男君） まず健康診査のやり方については、市町村に任さ

れております。ですから、広陵町は広陵町のやり方でやらさせていただきます。あと、健康診査のやり方ですけれども、今、受診券を送って、その問い合わせとか、いろんな形で今窓口へお越しをいただいています。その中には、国保の方もおられれば、後期の方もおられます。そういった窓口業務におきまして、特に高齢者の方々に集団健診のこととか雑談的な感覚で、その御意見も頂戴できればと思っております。

以上でございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） ですから、しっかりそのあたり聞いていただいて、職員の皆さんもやっぱり確信をもって対応していただくように、憤りというふうに書いていますけれども、半分、悲しくなったと言ってましたよ。私らのことどう思っているんやろかと、こういうことですから、そのあたり十分に考えてお願いしたいと思います。

ほかはいろいろ文書で明らかにされていることについても確認の意味で細かい質問をいたしましたけれども、答えていただきましたからそれはそれで結構でございます。ぜひ、現実的に変化が出るように頑張っていたいただきたいなど、こういうことを申し上げておきたいと思います。

二つ目にいきます。空き家対策でございます。これは実はここにファイルを持ってきましたが、広陵町空き家等対策計画の案、パブリックコメント用というので、ことしの2月に広陵町が準備されて、住民の方々から御意見を賜るということで出てきた案でございます。しっかり書いてあるなという印象を持ちました。北小学校の西側の建造物については、恐らくこれに当たるんだろうなと。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、その中に屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。こういうところに該当するんじゃないかと思います。近所の方は何とか早いこと抜けられるようにしてくれと、これが要望なんですけれども、いやいや待て待てと。工事やっているときにあそこを通り抜けできるようになったらかえって危険だからちゃんと工事が終わるまで我慢してもらわんとあかんというふうに思うけれども、そういう住民の方々の気持ちも伝えたいと思うということを言いながら、しかしあそこは寺戸と、それから大野の小学生の通学路ですわな。通るとなったら通学路なんですよ。だから所有者がはっきりしないだとか、いろんな事情があるかもしれませんが、当面、例えばこれ一つの案ですよ、ブルーシートで建物全体をぐるぐる巻きにして、ロープで結わえておくと。それで瓦なんか落ちないようにしてしまうということぐらいはやってもらわないと、あそこ通れないんじゃないかと思うんです、何かの拍子にぐらぐらと来たときにもね。そういう当面する対策というのはしてもらえませんか。

○議長（堀川季延君） 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長（林田哲男君） まずその空き家の所有者でございますが、私どもで調査させてもらって所有の方がわかっております。その方からのお話を又聞きではございますが、解体する方向で今検討しているというふうに伺っております。万が一、それが

そのようにならないようであれば、その方と連絡を取り合いまして、今議員がおっしゃったようなブルーシートで覆うなり、何らかの安全対策は講じていきたいと思っております。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） たまたまそこが気がついたし、それから周辺の方々から相談事がありましたので、わかっていますけれども、やっぱりそういう空き家の近所に住んでいる人が一番よく御存じなんだろうと。それから経緯も経過も相続がどうなったのかとか、話し合いがどうなったのかとかいうようなこともある程度わかっておられるわけですから、そういう相談窓口、ここの空き家はどうかしてくれるんやということをむしろ積極的にそういうことで、今パブリックコメントを提出をお願いして、今定めようかとしている寸前ではあるけれども現時点で御心配の向きがあれば、何なりと御連絡いただきたいということを広報とか、いろんな場で発表してもらえませんか。

○議長（堀川季延君） 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長（林田哲男君） まず空き家の実態で調査をさせていただきました。そしてアンケートもさせていただきました。そこでその空き家についての所有者等々わかっております。そういった方々とは我々のほうでコンタクトをとってどうしていくんだというふうな相談も受けるし、また指導もさせていただいているところでございます。したがって、全般的にそういった広報というよりは、個別の対応で今やらせていただいたほうがいいのかというふうに考えております。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 一番心配するのは、そういうふうに不安を感じておられる方が持っていき場がないと、こういうのが一番よくありませんから、だからどなたが所有者なのか明らかにする必要もないだろうし、だけでも、その前の道路がいよいよ通行可能だというときには問題のないようにしますからということが添えられたら、それはそれでいいのではないかと思います。ぜひこの空き家の方針について、ぜひしかるべく決めていただいて御努力をお願いしたいと思います。

3番目の五位堂の駅の話にいきたいと思います。

それで、第一義的には、香芝市よと、こう何度も答弁がございまして、香芝市の管理であることに間違いはないんですけども、恐らく香芝市民の方がこう思っておられるんじゃないですか、車で来られている方の中で、広陵町から来てはる人も大分多いですねと、こうなるんじゃないですかね。だから今は、とめたらいかんところにとめたり、道路のど真ん中でとまって、ハザードもかけないでとまって、非常に危険な乗りおりをしておられる方があって、余りそういうことに注意したり、やめてくれなどという、妙な反発をされる方もあるものですから、これは前からも言っておりますように、利用者の気持ちというのは複雑でございまして、自分の都合がこれ以上悪くならないように、今のままでほっといてくれたほうがよかったのになどと言って、後から私抗議を受けるようなことになりかねない話なんですね、実際問題。だから、利用者の側でやっぱりどうしたらいいものかとい

うことを今の段階で広陵町の側として自主的に話し合いを持っていただいて、それを香芝市と協議をするというふうにしないと香芝市で決めることで物事が決まってくるというのはちょっと納得がいかないんじゃないかと。

それから学習塾のことが書かれていますけれども、それは夜ですね、学習塾の駐車が多いのは夜ですよ。朝はないんですね。朝は次から次と、特に雨が降ったときなんかは多いわけですから、だからそれはどういうやり方があるのか、広陵の側でどういうふうな対策をとった方がいいのかというのを本当に真剣に考えていただく必要があるんじゃないかと。香芝市側からのアピール待ちとか、結論待ちというふうにはならないんじゃないかと、あそこはね。やっぱり最初から広陵町の住民の方も利用するというを前提にした駅なわけですから、それはしかるべき発言と責任と、それこそ権利と言ったらおかしいかもしれないけれどもやっぱり言わないといけないところでは言っていくというふうにしてもらわないといかんと思いますが、そのあたり感触としてどうなんですか。香芝市の側は俺のところの道路なんだから、俺のところに任してくれやと、広陵町の側は後からまた聞くがなと、こんなことなんですか。それとも話し合いをしようやないかと、こうなっているんですか。どういう話になっているんですか。

○議長（堀川季延君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） お答えをさせていただきます。

まず香芝市のほうに私ども何度か確認をさせていただいている中では、やはり今回、また前回の答弁の内容にもありましたように、香芝市がこのロータリーの改修の計画をまず持っておられるというところでございます。ただ、その計画の内容につきまして、やはり関係者、また地元等への説明等もされている中で、いろいろ問題が生じておりまして、今のところ、そういった状況の中で、議員がおっしゃっていただくように、広陵町の側から利用者の側という立場で、香芝市のほうに、何かお話を持ちかけるというのは、これは順序的に少し今の香芝市の現状を考えますと、少し慎重にせざるを得ないというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 事態がどういうふうになっているのか、つまびらかでないものですから、勝手なことを大分言ってますけれども、隣のまちでもございますから、やっぱり仲よくお互いの立場も意見もよく聞いて、すり合わせをして、そこらあたり職員さんの腕の見せ所だと思いますので、期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

教職員の長時間労働のことについて言います。

6月6日に近所の真美ヶ丘第二小学校を訪問しました。前回の議会では、教育長は行くなど、外から電気が見えるやろうと、目視で確認してくれなどと、妨害とは言いませんけれども、妨げるような傾向の発言をしていましたけれども、校長先生はお話したいことがあるので、来てくださいと、こういうふうに言いました。6月6日は水曜日でございます。

したので、職員会議の日ですね。だからこの日はほかの曜日と違って、早く帰らなあかんという、そういう先生方の認識がある日でございます。私、こういうのね、真美ヶ丘第二小学校労働時間管理というのをタイトルだけ書いて持っていきまして、それで勤務時間が8時半から17時だということなので、こちらのほうに、そのときに残っておられる先生方の名前をずらずらと書きまして、それぞれの先生が何時まで申請が出ているのか書きまして、実際に帰ったのが何時かということを書こうと思って、この大きい紙を持っていったんですね。ところがびっくりしましたね。申請はしておりませんと。どの先生も誰も何も言ってきましたというふうに言っていました。だから勤務時間管理なんてしてないんです、はっきり言っておかなければいけないのは。学校長の側からは、いや、田中先生きょうは何時までするのと、佐藤先生はきょうは何時までと、鈴木先生はどうしはるのと、こういうのを聞いてますかと言ったら、聞いておりませんと。そんなことで実際に早く帰らなあかんでというふうに言うのは何時ぐらいですかと聞きましたら8時だそうです。夜の8時ということは規程の時間の3時間後になって初めて帰りなさいということをするということです。だから、ここは大変な事態でございまして、この問題を解決しなければならん重大問題だという認識が申しわけないけれども、学校長にはない。真美ヶ丘第二小学校の校長先生だけなんかといえ、恐らくそうではないんだろうなということが疑われるわけがあります。

それでちょっと教育長に伺いますが、ことしの2月9日、文部科学省事務次官の戸谷一夫さんという方が各都道府県教育委員会教育長宛てに、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに、学校における業務改善及び勤務時間管理等にかかる取り組みの徹底についてという名前の通知を出しておられます。何が書いてありますか。

○議長（堀川季延君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 済みません、最後聞き取れなかったんですけれども。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 文部科学省事務次官の戸谷一夫さんという方が（発言する者あり）もう1回タイトルを言いましょうか。取り組みの徹底についてという通知を各都道府県教育委員会教育長宛てに出しています。手元に持っておられるんですね。何が書いているんですかというふうに聞いているわけです。じゃあ、持っておられるから話を先に進めますね。

それで、勤務時間管理、この中でですよ、12ページに勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であることを踏まえ、本通知及び厚生労働省のガイドラインに基づき、教師の勤務時間管理を徹底すること。勤務時間管理に当たっては、極力管理職や教師に事務負担がかからないように、服務監督権者である教育委員会は、自己申告方式はなく、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するように努めることというのが中にあるんですね。だから、学校長が労働時間管理の責任者だというふうに前回答弁されまし

たが、それは間違いないですよ。しかしその仕事は学校長はやっていない。恐らくやれていないのか、やる必要がないと思っているのか、その認識が私はつきりわからないわけです。それでこの中には、この通達の中には、こういうのもあるんですよ。基本的には、学校以外が担うべき業務というのがあると。それから学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務がある。教師の業務だが負担軽減が可能な業務があると、それぞれ見直しをなさいと、こうなっているわけです。私は、真美ヶ丘第二小学校の校長が朝早くから、植村元校長先生もやっていたのと同じように、おはよう、きょうも元気でいこうと安全指導をやっておられる件について、やりとりがありましたけれども、それはどこにあるのかなど。見たら、登下校に関する対応というのがありまして、これは基本的には学校以外が担うべき業務だと、こうなっているわけですよ。文部科学省はそんなこと言っていないというわけや。ところが学校長が勝手にとは言わないけれども、熱意を持って、誠意を持ってやっておられるんじゃないかと思います。だから矛盾を矛盾として感じていない、課題として捉えていないという、そういう問題が僕はあるんじゃないかと思うんですけれども、これどんな議論になっているんですか。

○議長（堀川季延君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 失礼します。今、お話をいただいた、私もこれを持っていて、ひょっとしたらこういうことが出るかなと思っておりましたので。実際は、2月9日に教員の働き方改革のほうが出ました。その前に、ちょうど12月22日の中間発表がまさしくこの基本的な学校以外が担う業務であったり、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、そして教師の業務だが、負担軽減が可能な業務、この三つに業務が分かれて、全部で14項目、これが示されたわけなんです。それについても私も校長会のほうで、そういったことをすぐに話をしております。こういうことが国から出ていると。この6月の校長会でも、全てこれ、校長先生方に、増し刷りをして、こう出ていますと、その辺を御理解くださいということをお話しさせていただきました。その前の毎月この教職員の働き方改革についても話をさせていただいています。真美ヶ丘第二小学校の校長先生は優しい部分があって、なかなかそれが十分に伝わっていない。例えば西小学校の校長先生は、比較的目視をして、きっちりと時間管理をしていただいて、今月は先生方の平均退勤時間何時何分でしたよという話をさせていただいております。若干校長先生によっては、そういう意識の温度差がある部分はあるんですけれども、一つは、この通知を受けましてこの前も校長会でお話しさせていただきましたけれども、町教委としても、この14項目の中でできるものをやっぱり進めていかなければならないというふうに思っております。いわゆる業務改善ということもやっぱりありますので、そこをしっかりと話。ただ、私も教員をしていましたので、子供たちのために一生懸命やっていたら知らんうちに時間がかかってしまう。それは当然のことやというふうに思います。ただ、私も学校長のときは、先生方には余り遅く、例えば9時、10時まで平気で残っておられる、そういう先生方って、やはり数人、一緒なんですね。毎日同じような先生が残っていただいています。やはり仕事量

もやっぱり多いです。その辺をみんなに振り分けていかなければならないということはお話をしていましたが、今、教育委員会としては、これを受けて、しっかりとここをどれができるのかということ再度確認をしていきながら、恐らくこの働き方改革についても教員にその意識改革について浸透するのは、まだまだもう少し時間がかかるかなと。私は3年ないし、5年ぐらいかけてしていかなければならないかなと、徐々に。これはすぐにはなかなかいかない。そんなんで、時間でぱっと切ってしまったら、逆に教育って、子供たちにそれが大きな影響を及ぼすというふうに私は思っていますので、そこを順番に、いろんな状況の中で業務改善をしながら進めていくべきなのかなというふうに思っております。その辺を御理解いただけたらというふうに思いますが。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 3年とか5年とか、よう言うてるわ、あんた。そんなんじゃあきまへんで。職員というか、先生、体壊しまっせ。それで答弁書の中にもありました労働基準法第32条というのがあるんですよ。読みますけれどもね、使用者は、労働者に休憩時間を除き、1週間について40時間を超えて労働させてはならない。使用者は1週間の各日については、労働者に休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならないと、これが労働基準法第32条でございまして、これが教員にも適用されると。以前だったら、昼、給食を子供らが食べている最中に指導するから、仕事をやっている時間だから休憩がとれませんよということで、退勤の時間を45分繰り上げてしていたんですが、最近それはなくなっちゃったんですね。だから45分休憩時間ほんまにとってるのと、そういう問題だってあるんです。だから、先生方の気持ちもわからないではない。やっぱり普通の一般の労働者とは違って、やっぱり教育というのは、子供の成長ということにかかわる、教育の本質にかかわりますから、先生方が労働者としての権利を主張するのも当然ですけれども、子供たちの成長がうれしいと、こういうことに責任を負う教師というのは、聖職というふうに言ってもいい側面があるんじゃないかと。これは実は1974年に、日本共産党が出した教師聖職論という、御存じかどうか知りませんが、そういうことを言っております。自治体労働者論についてもあわせて言っております。だから単に労働者だから労働条件の緩和だけが目的でやっているんじゃないですよということなんだと思います。だから、そういう意味で、実名を挙げて申しわけないんですけども、真美ヶ丘第二小学校の校長先生は、そういう意味で非常に貫禄のある全般をよく見渡した話をされましたから、そういう意味では何も心配していません。ただ、危機意識がない。世の中の動きはそうならないよと。だから少しでも毎日毎日ちゃんと申請をさせなあかんわね。これができるかどうか。大体びっくりするんですよ。朝出勤するでしょう、出勤簿に判こをつけというわけです。退勤のときは判こをつくんですかと言ったら、それはありませんねんと。朝来て判こをついたら、それでしまいやと。管理するのはそれでしまい。そうすると、例えば鈴木さん、あなたこの1カ月間、残業時間は何時間しましたかと、いや、50時間になりましたと。田中さん、あなたどれだけしましたか、いや、80時間になりましたと。

こういう残業時間の1カ月の累計時間が何時間になっているかというのがカウントできないんです、管理できないんですって。それをやらないと責任を問われまっせ。80時間を超える残業時間が3カ月続けて、もし過労死で死んじゃったら、雇用主は責任をとらなきゃならないんですよ、過労死なんですから。100時間を超えて死んじゃったら、それは1カ月だけでアウトなんですよ。だからそういう世の中の常識もちゃんと通るような学校運営をしてもらわないと、教育長、わかっていますか。一人一人の労働時間の残業時間の管理をやるように取り組みますということをここで宣言してください。

○議長（堀川季延君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） ここで約束というか、できるだけ努力はしていきたいというふうに思います。これについては、本当に教員って多種多様な状況がございますので、そこは御理解いただけているとは思いますが、できる限りそういうことで少しでも改革を進めていきたいというふうには思っておりますので、その辺御理解いただきたいと思えます。

ちなみにですけれども、ことしの夏休みにつきましてですけれども、夏季休業中の教職員について、8月13日から15日、この三日間につきましては、今まではずっと閉庁はしてなかったんですけれども、ことしから13日から15日まで教育委員会の通知という形で学校閉庁しますと。同時に保護者にも、その通知分を一緒につけさせていただきました。それを含めて県費負担教職員につきましては、夏季特休については5日あります。そのうちの3日をそこに充ててくださいという通知も出しております。町費の講師につきましては、町は3日ですので、それについてもできる限り3日のほうに取得できるように、それではなくて、あと年休も含めてそういったことで取得するようにという通知を出させていただきました。一つはそういう形なんですけれども、できる限り、それは努力をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 期待しています。ぜひその線でお願いしたいと思います。だから学校長が時間になったら早く帰れ、きょうは何時までやるんやと、毎日のように厳しく言うだけで問題が解決するのではない。先生方が全体として、やっぱり長時間労働って見直さないと、教育がもたないと。こういうことを認識しないといかんわけです。今、タイムカードを導入されている職場では、ジタハラというのがあるんですって、時間短縮ハラスメント、早よ帰れ、早よ帰れということで耳元でささやいてということをやっているところもあるそうです。これはなかなか大変な問題です。

それから最後にもう一つだけ言うておきますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というのがありますね、給特法とかいって、省略している分です。これは先生方の給料は4%加算をされると。だから残業しても何時間しても残業手当は払わないと。だから、ここにも問題、焦点があるかも知らんね。もし残業時間を計算を

して残業手当をつけようといったら、それはもう管理をきちんとしていないんですが、4%で済んじゃうから。しかし、計算したら1カ月の労働時間は162時間ぐらいですよ、先生方の所定労働時間は。4%といったら6時間30分でっせ。そんなん1週間で飛んでしまいますよ。だから金の問題だけで言うんだったら、残業手当をちゃんともらえるほうが、よほど実態に合ったやり方だなというふうになるだろうと思うんですが、そこがまた不思議なところですね。学校の先生はそういう文句は一言も言いませんね。やっぱり自分が小さいときから学校の先生になりたいと、子供たちの喜ぶ顔が見たいと。うちの女房の話もしておきますけれども、時たま教え子から手紙が来まして、その日は機嫌がいいですね、キャッキヤ言うてますね、死ぬまで教え子と先生の関係ですね。こういうのがあるから教師というのはやめられないんでしょうね。恐らく教育長もそうだと思いますけれども、あなたは今はちょっと町の三役の管理職になったんだから、ちょっと違う立場の仕事も一生懸命してもらわないと困るので、最後にそのことを申し上げて質問を終わります。

○議長（堀川季延君） 以上で、八尾君の一般質問は終了しました。〈19653字〉